

◎新潟県告示第527号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月3日（火）	午後1時から4時まで	妙高市役所1階コラボホール	妙高市全域
6月4日（水）	午前9時から正午まで		
6月5日（木）	午後1時から4時まで		
6月6日（金）	午前9時から正午まで		
6月9日（月）	午後1時から4時まで		
6月10日（火）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高高原支所入口	
6月11日（水）	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高市関山コミュニティセンター入口	
6月12日（木）	午前9時から正午まで		
6月13日から令和8年3月13日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日及び令和8年1月2日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会